

01 新型コロナに係る傷病手当金の適用期間が延長されました

国民健康保険および後期高齢者医療制度加入者の新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の適用期間が令和4年9月30日まで延長されました。詳しくは保険年金課へ。

■問合せ 保険年金課 国民健康保険担当(☎41-2606) 後期高齢者医療担当(☎41-2665)

02 「子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)」 を支給します

▶対象者

- ① 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当(特児)を受給している人で、令和4年度の住民税均等割が非課税の人(未申告の人は申告後、非課税であれば対象)
- ② ①のほか、対象児童(平成16年4月2日以降に生まれた子(特児受給の子については、平成14年4月2日以降に生まれた子))の養育者であって、以下のいずれかに該当する人
 - ・令和4年度住民税均等割が非課税の人
 - ・新型コロナの影響を受けて家計が急変し、令和4年度の住民税均等割が非課税の人と同様の事情にあると認められる人

※令和4年4月以降
令和5年2月末まで
に生まれる新生
児も対象

▶支給額 児童1人あたり5万円

▶申請について

【①の人】申請不要。(対象の人へ6月下旬に案内通知を郵送しています)

【②の人】申請必要。必要書類は対象者の状況等で異なります。詳しくは、市ホームページを確認するか子ども家庭課へ問い合わせてください。

・申請期限 令和5年2月28日(火)

・ところ 保健センター「らふる」1階子ども家庭課(平日午前9時~11時、午後1時~4時受付)

▶支給時期 ①の人…7月中旬頃支給予定

②の人…申請時期に応じ随時支給(原則、申請を受理した月の翌月末に支給)

■問合せ 厚生労働省 コールセンター(☎0120-400-903) 子ども家庭課子育て支援担当(☎41-2661)

詳しくは
こちら→



03 「子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)」 の申請受付中

▶対象者

- ①令和4年4月分の児童扶養手当を受給している人
- ②公的年金等を受給していることにより令和4年4月分の児童扶養手当を受給していない人
- ③令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナ感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人

▶支給額 児童1人あたり5万円

▶申請について

【①の人】申請不要。6月24日に児童扶養手当登録口座へ支給しました。通帳記帳で確認してください。

【②③の人】申請必要。必要書類は対象者の状況等で異なります。詳しくは市ホームページを確認するか子ども家庭課へ問い合わせてください。

・申請期限 令和5年2月28日(火)

・ところ 保健センター「らふる」1階子ども家庭課(平日午前9時~11時、午後1時~4時受付)

・支給時期 申請時期に応じ随時支給(原則、申請を受理した月の翌月末に支給)

■問合せ 厚生労働省 コールセンター(☎0120-400-903) 子ども家庭課子育て支援担当(☎41-2661)

詳しくは
こちら→



04 令和4年度に新たに住民税非課税となった世帯に『臨時特別給付金』を支給します

臨時特別給付金は、①住民税均等割非課税世帯や②令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する給付金です。



市ホームページ

- ※ 令和3年度住民税非課税世帯・家計急変世帯で、すでに10万円の給付を受けた世帯は対象となりません。
- ※ 住民税が課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯は除きます。
- ※ ①と②の重複受給はできません。

● 給付金を受給するためには、手続きが必要です！

問合せ

- ・内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター
☎0120-526-145 午前9時～午後8時（土、日・祝日を除く）
- ・大牟田市臨時特別給付金コールセンター
☎050-3196-8783 午前9時～午後5時（土、日・祝日を除く）

支給対象となる世帯と手続き方法

① 世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税の世帯

(1) 課税状況を確認できた世帯

1. 市役所から、6月30日(木)に『確認書』を郵送しています。
2. 中身を確認（◆）して、返信用封筒で返送してください。

★返送期限

9月30日(金)まで

- ◆ 確認事項
- ・世帯全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていないこと
 - ・世帯の中に、課税所得があるのに未申告の者がいないこと
 - ・すでに臨時特別給付金を受けた世帯（世帯主であったものを含む世帯）ではないこと
 - ・確認書に記載された給付金振込口座情報に誤りがないか など



※返送期限までに提出がない場合は、本給付金の受給を辞退されたものとみなします。

(2) 課税状況を確認できない人（税の申告がない人等）がいる世帯 令和3年12月10日以降に転入してきた人がいる世帯 など

1. 申請手続きが必要です。申請書は、市ホームページよりダウンロードするか、コールセンターに問い合わせてください。
2. 支給対象となる世帯は、以下のア～エを全て満たす世帯です。
 - ア. 基準日（令和4年6月1日）に大牟田市に住民登録があること
 - イ. 全ての世帯員が令和4年度住民税非課税であること
 - ウ. 世帯全員が、住民税が課税されている者に扶養されていないこと
 - エ. すでに住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給を受けた世帯、または当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではないこと

★申請期限

9月30日(金)まで

例えば、子（課税）に扶養されている両親の世帯（非課税）や、親（課税）に扶養されている大学生（非課税）の単身世帯は支給対象外です

申請内容を確認後、申請から約1カ月後をめどに順次口座振込を行います。

※申請結果（支払予定日等）は、決定通知書（はがき）でお知らせします。電話による問合せは控えてください。

- ※ (1)(2)のいずれも、基準日(令和4年6月1日)に住所があった市町村で手続きしてください。
- ※DV等を理由に避難している人、令和4年1月1日～6月1日に配偶者と離婚し非課税世帯となった人、修正申告により非課税になった人、課税の扶養者が亡くなった人等は、要件を満たせば受給できる可能性があります。詳しくは、大牟田市のコールセンターに尋ねてください。

！ 臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」に注意してください！

自宅や職場などに、国や県や市（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署（大牟田警察署 ☎43-0110）か警察相談専用電話（#9110）に連絡してください。

② 令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯（家計急変世帯）

★申請期限

9月30日(金)まで

住民税非課税相当とは

世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1カ月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。

★該当する世帯の目安（大牟田市の場合）

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額	非課税相当所得限度額
単身または扶養親族がない場合	965,000円	415,000円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	1,469,000円	919,000円
// （計2名） //	1,877,000円	1,234,000円
// （計3名） //	2,327,000円	1,549,000円
// （計4名） //	2,777,000円	1,864,000円
障害者、未成年、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円	1,350,000円

★該当する場合は、「申請書（請求書）」および「収入見込額の申立書」に必要事項を記入して、添付書類とともに提出してください。

★「申請書（請求書）」および「収入見込額の申立書」の様式は、市ホームページに掲載しています。郵送を希望される場合は、大牟田市のコールセンターに連絡してください。

★添付書類は、対象者の状況等により異なります。詳しくは、市ホームページを確認してください。

窓口での申請

▶とき 7月14日(木)～9月30日(金) 平日午前9時～午後5時（午前11時45分～午後1時を除く）

▶ところ 市役所北別館1階 市民ホール

▶持ってくる物

①「任意の1カ月の収入」の状況を確認できる書類のコピー

※世帯全員分が必要（令和4年1月以降の同じ月のもの）。

② 本人確認書類のコピー（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など）

③ 振込口座確認書類のコピー（通帳、キャッシュカードなど ※金融機関・口座番号・口座名義人が確認できるもの）

★「申請書（請求書）」および「収入見込額の申立書」は、窓口にも備え付けています。

★住民登録の状況等は、申請日の翌日以降に確認しますので、後日、不足書類等を追加提出してもらうことがあります。

郵送での申請

申請書（請求書）に必要事項を記入して、申請書裏面の提出書類を添えて、下記の送付先まで郵送してください。

▶提出する物

①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）

②簡易な収入（所得）見込額の申立書

③添付書類 「①申請書（請求書）」の裏面の提出書類をもれなく添付してください。

▶送付先 〒836-8666 有明町2丁目3番地 大牟田市臨時特別給付金対策室



新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

新型コロナウイルスワクチン

地区公民館でワクチン接種の予約支援を行います

■問合せ 新型コロナワクチン接種推進室 ☎41-2651

高齢者の4回目の新型コロナウイルスワクチン接種を円滑に進めるために、市職員が高齢者に代わり、タブレットによるインターネットを使った予約支援を行います。

- ▶と き 7月5日(火)以降 ※土・日、祝日、休館日(第1月曜日)を除く。
- ▶ところ 地区公民館(中央・三川・勝立・三池・吉野・手鎌・駛馬)
- ▶持ってくる物 4回目の接種券(接種券は3回目接種から5カ月を経過した人に順次発送します)
- ▶集中受付期間 下記の期間は、予約支援のため職員体制を充実させています。できるだけこの期間に来館してください。**この期間外であっても、予約支援は行います。**

①7月に4回目接種を迎える人
(接種券は6月24日~28日に発送済)

時 間	7/5(火)	7/6(水)	7/7(木)	7/8(金)
9:00~12:00	○	○	○	○
13:00~16:00	○	○	-	-

②8月に4回目接種を迎える人
(接種券は7月15日~19日に発送予定)

時 間	7/25(月)	7/26(火)	7/27(水)	7/28(木)
9:00~12:00	○	○	○	○
13:00~16:00	○	○	-	-

自分で接種の予約を行う人へ

接種券が届いた直後はコールセンターが混雑することが予想されます。その際は、しばらく期間を空けてから再度かけなおしてください。



事業者の皆さんへ

市独自事業者支援

詳細はこちら→



大牟田市ステップアップ事業者支援金

経営革新に取り組む中小企業者や販路開拓等を目指す小規模事業者に対し、円滑な取組みを支援するため、支援金を給付します。

- **対象者** 大牟田市内に本社または事業所を有し、次のいずれかを受けた事業者
(法人の場合は、本店が市内であること)
①経営革新計画の承認(令和4年4月1日~令和5年3月10日承認分)
②小規模事業者持続化補助金の交付決定(一般型 第8~10回受付分)
- **支給額** 10万円(①、②の重複支給無し、1事業者1回限り)
- **申請期間** 令和4年7月1日~令和5年3月10日
- **問合せ** 産業振興課 事業者向け相談窓口
☎41-2525(平日9:00~12:00、13:00~17:00)

※経営革新計画や小規模事業者持続化補助金の申請にあたっては、認定支援機関(大牟田商工会議所 ☎55-1111 など)へ相談してください(無料)。



大牟田市運送事業者等支援金

原油価格の高騰に直面している運送事業者等に対し、事業継続を応援するため、対象車両の台数に応じて支援金を給付します。

■ **対象** 令和4年7月1日時点において大牟田市内に本社または営業所を有し、次の事業を営む中小企業者が、事業の用に供する登録車両

- ①貨物自動車運送事業（トラック運送）
- ②一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス）
- ③一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー、介護タクシー）
- ④自動車運転代行業

※自動車検査証において、市内を使用の本拠とした事業用車両に限る。

※①においては、自動車の種別が、被けん引車や特種・特殊車両を除く。

■ **支給額** ①②…対象車両1台につき一律2万円、③④…対象車両1台につき一律1万円

■ **申請期間** 令和4年7月1日～令和4年9月30日

■ **問合せ** 産業振興課 事業者向け相談窓口

☎41-2525（平日9:00～12:00、13:00～17:00）



市

からのお知らせ

01

民生委員・児童委員の一斉改選が行われます

■問合せ 福祉課総務企画担当 ☎85-0470

民生委員・児童委員の任期は3年間で、現任の委員の任期は令和4年11月30日までです。現在、新たな民生委員・児童委員の候補者の選出が行われています。候補者の選出に皆さんの協力をお願いします。

民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣に委嘱された特別職の地方公務員です。地域の皆さんの立場に立って相談に応じたり、関係機関と連絡を取りあったりするなど、支援が必要な人のために活動を行っています。また、全ての民生委員は、児童委員を兼ねているので、子どもに関する相談や支援活動も行います。

民生委員・児童委員の中には、子育て家庭への支援活動などを専門的に行う主任児童委員もいます。

現在の市内の民生委員・児童委員の定数は295人で、そのうち主任児童委員の数は38人です。

選出方法は

各校区には「民生委員推薦準備会」が設置されています。校区まちづくり協議会・校区町内公民館連絡協議会や校区社会福祉協議会など、各種地域団体の代表者で構成されており、この準備会から候補者の選出が行われます。民生委員・児童委員に欠員が

生じたときは、その地域に相談相手がないなどの支障がでます。推薦準備会から打診があった場合には、引き受けていただくよう、お願いします。

推薦準備会から選出された候補者は、「大牟田市民生委員推薦会」の審議を経て、県に推薦され、厚生労働大臣により民生委員・児童委員として委嘱されます。

改選後の民生委員・児童委員は、『広報おむた』12月15日号でお知らせします。

大牟田市の民生委員・児童委員の活動紹介リーフレットができました。地域の民生委員・児童委員や、福祉課の総務企画担当窓口で配布しています。

